

1 市町村の体制づくり

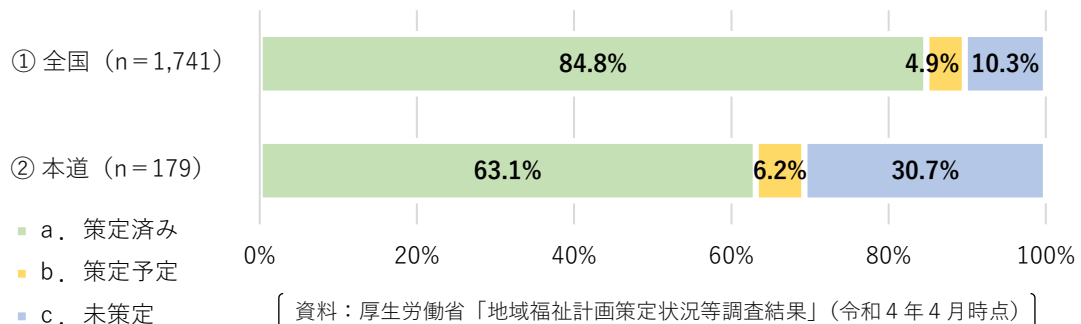


施策項目

【1】地域福祉計画の推進支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。
- ▶ この計画の策定については、平成12年の改正社会福祉法で新たに規定され、その後、平成30年の法改正により、これまで任意とされていたものが努力義務化されました。
- ▶ 全国的な策定状況は年々高まりつつあり、都道府県計画の策定率が平成31年には100%に達し、市町村計画も令和4年時点で84.8%となっている中、道内市町村に限ってみると、その策定率は63.1%にとどまっており、全国平均を下回る状況が認められています。



(2) 基本的な進め方 (課題)

- ▶ 地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定され、計画的な分析・評価と必要に応じた見直しが行われるよう推進していく必要があります。
- ▶ 地域福祉計画の策定に当たっては、既存の他計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分をもって地域福祉計画の一部にすることもできるとされており、こうした考え方も参考として、広く策定を進めていくことが必要です。
- ▶ 市町村の人口規模や社会資源の状況は様々であることから、それぞれの実情に応じた地域福祉計画を策定することが何より重要であり、振興局や保健所等が地域ごとに助言を行うなど、各市町村において、多様性を持った計画策定が可能となるよう支援することが求められています。

(3) 具体的な取組

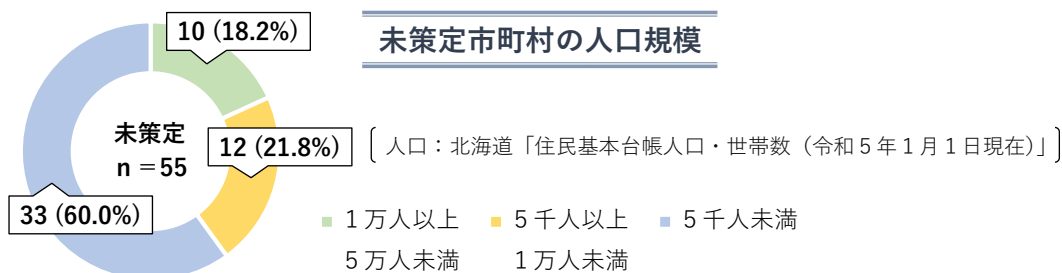
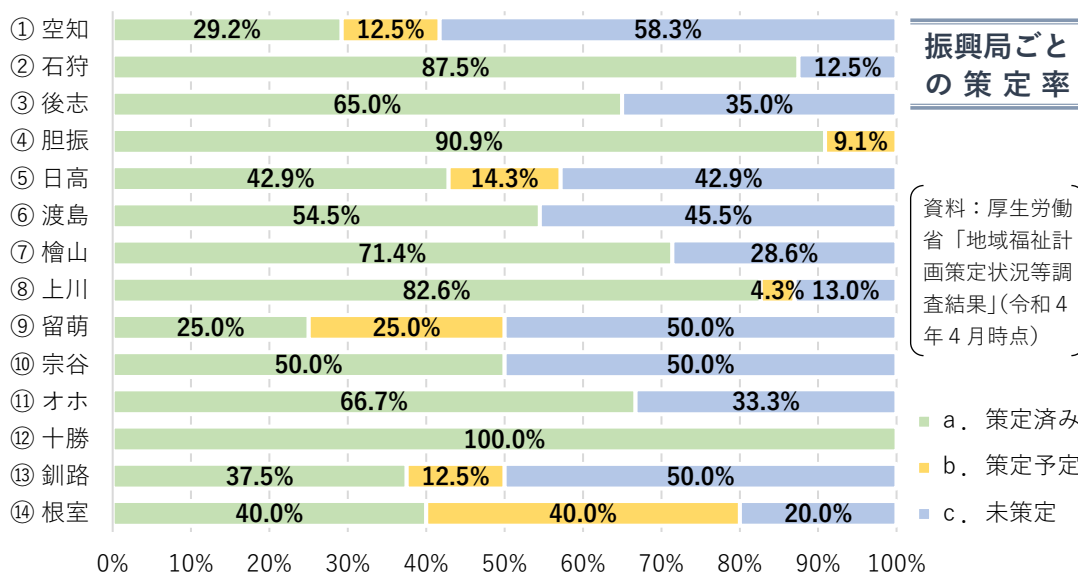
① 人口規模等に応じた地域福祉計画の策定支援

地域福祉計画の策定状況について、全国的に80%超の市区町村が策定済みとなっている中、道内市町村においては、策定作業を担う人材不足や策定体制の確保が困難であることなどにより、他の都府県に比べて策定率が低い状況にあります。

道内市町村の策定率を振興局ごとにみると、地域差が顕著であり、90%を超えている振興局がある一方、20～30%台にとどまっている振興局も複数認められます。

また、人口規模別にみると、令和4年4月時点で「未策定」の市町村は全てが5万人未満であり、その中でも5千人未満の小規模町村が半数以上を占めている状況にあります。

こうした動向を踏まえ、道では、策定率に課題がある地域単位を集中的に支援する観点から、個別の現地訪問や意見交換を行うなどして、全市町村での計画策定が達せられるよう努めていきます。



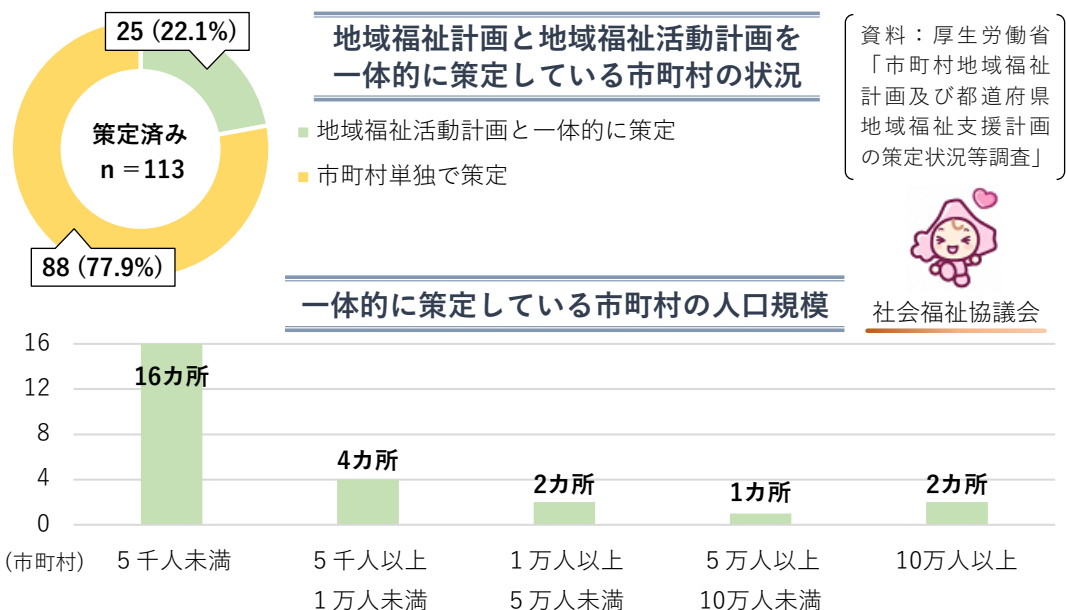
② 地域福祉活動計画との一体的な策定等

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体に位置付けられており、住民主体を旨とした社会参加の推進やボランティア活動、福祉教育、まちづくり等の知見と経験を有しているため、地域福祉計画の策定に当たっては、社会福祉協議会の積極的な協力を得ることが期待されます。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動（実践）計画」は、住民や社会福祉活動を行う事業者等が相互に協力し、地域福祉の推進を目指す民間の行動計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するといった方法のほか、その内容の一部を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、互いに連携を図っていくことが有効とされています。

また、地域福祉に関する事業の効果的な実施の観点から、人口や面積が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられるとされています。

道内では、下表のとおり、令和4年度時点で計25の市町村において市町村計画と地域福祉活動計画の一体的な策定が行われているところであり、道としては、こうした取組例を広く周知するなどして、地域福祉計画の効果的な策定を支援していきます。

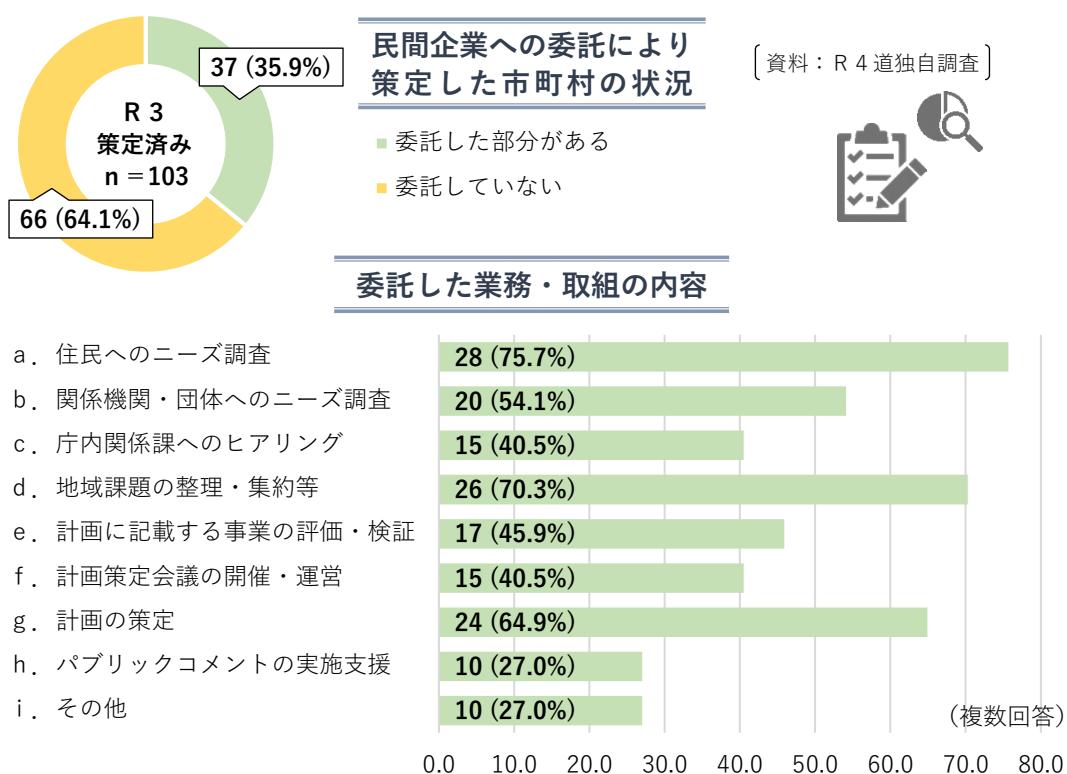


③ 住民参加や民間企業との協働による策定

地域福祉計画の策定に当たっては、住民の主体的な参加が重要となります。住民や支援を必要とする方自身が地域福祉に関するニーズ調査に参加したり、現状を把握することなどを通じて、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けて活動する気持ちを醸成することが大切です。

こうした住民による関心の共有化を契機として、地域は自主的に動き始めることとなるものであり、より多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主体的に活動し続けることが、地域福祉の推進につながっていきます。

行政のみならず、住民参加や民間企業との協働により策定した地域福祉計画の例として、道内市町村では、次のとおりその一部を調査・研究会社等に委託するなどして、ニーズ調査やヒアリング、パブリックコメントの実施等を行っており、道では、このような協働の取組を推進していきます。



【2】市町村の地域特性に応じた広域的支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 都道府県による地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉を推進していくことが役割とされています。
- ▶ その取組に当たっては、市町村の規模や地域特性、各種施策への取組状況等に応じた支援を行っていく必要があります。

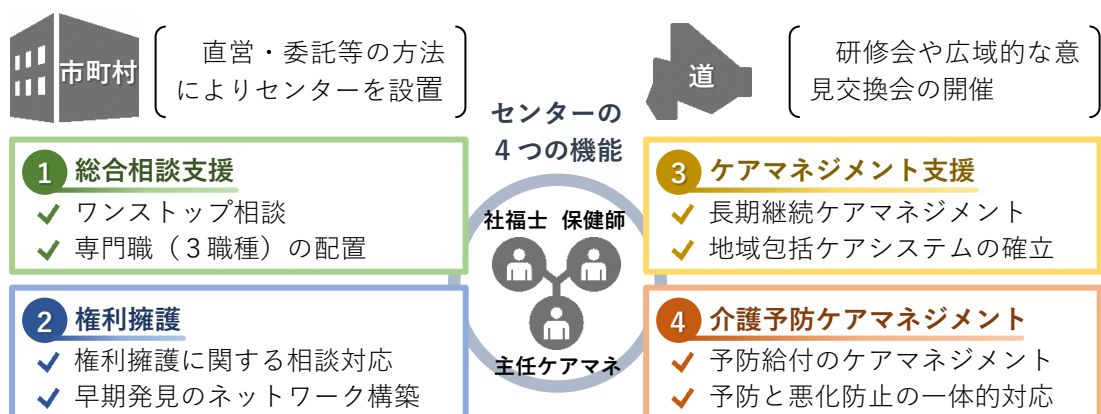
(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村への広域的支援は、各圏域の福祉事務所や保健所等が主体になるなど、都道府県の関係部署が積極的に参加することが基本になるとされています。
- ▶ 支援に携わる職員の所属や職種は様々ですが、地域福祉活動の展開方法や支援に関する知識と技術を有する社会福祉士、保健師等の専門職が中核的な役割を果たすことが期待されています。

(3) 具体的な取組

市町村が設置する地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的なサービス提供体制）を進めていくための中核的な機関に位置付けられており、道では、センターによる高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待等の権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、関係機関との連携構築、地域ケア会議の運営等の機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催するなどして、広域的な支援に努めていきます。

地域包括支援センターの役割と道による広域的支援の概要



【3】地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 社会福祉法において、都道府県計画は、市町村による地域福祉計画の達成に資する内容を定めることとされており、その具体的な内容の一つとして、都道府県管内の福祉サービスに関する情報収集や提供システムの構築が掲げられています。
- ▶ このため、都道府県には、市町村における地域福祉の支援に向けて、広域的・専門的な見地から、積極的な事業実施に関する助言や情報提供を行っていく役割が求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 市町村が地域福祉を推進していくに当たっては、社会資源の状況や地域生活課題等を幅広く把握し、他市町村の取組や福祉分野以外の施策についても関心を持ち、理解していくことが求められます。
- ▶ こうした必要性を踏まえ、都道府県は、管内市町村の地域福祉計画を情報提供の素材とすることはもとより、多様な取組や社会資源に関する情報を収集・集約し、広く共有する仕組みを構築していくことが重要になります。

(3) 具体的な取組

道では、共生の理念に基づく交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知するほか、全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果を幅広く共有するなど、地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくりに努めており、今後とも、こうした取組を定期的・継続的に行っていきます。

地域福祉に関する情報提供の取組例

- ✓ 共生の理念に基づく交流拠点の整備状況
- ✓ 社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況
- ✓ 生活困窮者支援の交流会や意見交換会の開催状況
- ✓ 市町村が独自に行う在宅福祉サービスの実施状況
- ✓ 全道域の多様な機関で構成する見守り支援会議の開催結果



情報提供や道ホームページでの掲載



地域福祉の推進に関する認識の共有



〔道内市町村の
事業実施を支援〕

